

年企発 1015 第 1 号
令和 7 年 10 月 15 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課長
(公 印 省 略)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

確定給付企業年金の指導に当たっては、「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号) (以下「承認認可通知」という。)により取り扱われているところであるが、別添のとおり改正し、令和 7 年 10 月 15 日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

ただし、令和 8 年 10 月 1 日以前の日を規約の適用日とする規約の変更の申請等(本通知による改正後の承認認可通知の様式 C 2-イの 7 の(6)又は様式 C 2-ウの 6 の(5)に該当する場合を除く。)に当たっては、本通知による改正前の承認認可通知の様式を用いることができるものとする。

確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号）

新旧対照表

下線部分が改正箇所

新			旧		
確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略) 1. ・ 2. (略) 3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 (1) (略) (2) 標準処理期間 ① 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられること。</u> ② <u>確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u> (3)～(6) (略) 4. ～8. (略) (別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準			確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略) 1. ・ 2. (略) 3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項 (1) (略) (2) 標準処理期間 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>ただし、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u> (新設) (3)～(6) (略) 4. ～8. (略) (別紙1) 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準		
規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領	規約記載事項	規約承認（認可）事項	審査要領
<規約型>			<規約型>		

1-1～2-10 (略)	(略)	(略)	1-1～2-10 (略)	(略)	(略)
<規約型・基金型 共通>			<規約型・基金型 共通>		
3-1 加入者資格 に関する事項	(1)～(3) (略) (4) 加入者期間の計算 ① (略) ②再加入者については、 前後の加入者期間を合 算することができるこ と。(法第28条第2 項) ③加入者の加入者となる 前の期間を加入者期間 に算入することができる こと。(法第28条第 3項)	(略) (略)	3-1 加入者資格 に関する事項	(1)～(3) (略) (4) 加入者期間の計算 ① (略) ②再加入者については、 前後の加入者期間を合 算することができるこ と。(令第28条第2 項) ③加入者の加入者となる 前の期間を加入者期間 に算入することができる こと。(令第28条第 3項)	(略) (略)
3-2 給付の種 類、受給の要件 及び額の算定 方法並びに給 付の方法に関 する事項	(1)～(3) (略) (4) 給付の額の算定方法 特定の者について不当に 差別的なものであってはな らないこと。	(略) (略) ・リスク分担型企業年金とリ スク分担型企業年金でない 確定給付企業年金の経理を それぞれで行うとともに、 資産をそれぞれに区分して 運用することを規約に定め る措置。なお、基金型の場合 においては、2-4(6)の事項	3-2 給付の種 類、受給の要件 及び額の算定 方法並びに給 付の方法に関 する事項	(1)～(3) (略) (4) 給付の額の算定方法 特定の者について不当に 差別的なものであってはな らないこと。	(略) (略) ・リスク分担型企業年金とリ スク分担型企業年金でない 確定給付企業年金の経理を それぞれで行うとともに、 資産をそれぞれに区分して 運用することを規約に定め る措置。なお、基金型の場合 においては、2-4(5)の事項

		を規約に定める措置もあわせて講じること。 (略)			を規約に定める措置もあわせて講じること。 (略)
	①～④ (略)	(略)		①～④ (略)	(略)
	⑤給付の種類の間額の 基準 (令第23条) (略)	(略)		⑤給付の種類の間額の 基準 (令第23条) (略)	(略)
	・ <u>法第41条第2項第2号</u> に係る脱退一時金は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること。 (略)			・ <u>第41条第2項第2号</u> に係る脱退一時金は、当該脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること。 (略)	
	(5) 給付の方法	(略)		(5) 給付の方法	(略)
	①～⑨ (略)			①～⑨ (略)	
	⑩老齢給付金又は障害給付金の支給停止 (略)			⑩老齢給付金又は障害給付金の支給停止 (略)	
	・ 障害給付金の受給権者が、次のいずれかに該			・ 障害給付金の受給権者が、次のいずれかに該	

	当することとなったときは、規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。(法第45条第2項) ①・② (略) ③当該傷病について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規程による障害補償等を受ける権利を取得したとき。 (6) (略)			当することとなったときは、規約で定めるところにより、障害給付金の全部又は一部の支給を停止することができる。(法第45条第2項) ①・② (略) ③当該傷病について労働基準法の規程による障害補償等を受ける権利を取得したとき (6) (略)	
3-3 掛金の拠出に関する事項	(1)～(5) (略) (6) 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額 (略)	(略) (略)	3-3 掛金の拠出に関する事項	(1)～(5) (略) (6) 確定拠出年金法施行令第11条第2号に規定する他制度掛金相当額 (略)	(略) (略)
3-4～3-6 (略)	(略)	(略)	3-4～3-6 (略)	(略)	(略)
3-7 終了又は解散及び清算に関する事項	・終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率	・<u>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号</u>に規定する予定利率(平成	3-7 終了又は解散及び清算に関する事項	・終了するときの最低積立基準額の算定に用いる予定利率	・<u>確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号</u>に規定する予定利率(平成1

	(略)	<u>15年厚生労働省告示第99号</u> に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、終了するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。 (略)		(略)	<u>4年厚生労働省告示第59号</u> に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、終了するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。 (略)
3-8～3-10 (略)	(略)	(略)	3-8～3-10 (略)	(略)	(略)
3-11 他の確定 給付企業年金、 存続厚生年金 基金、確定拠出 年金、中小企業 退職金共済又は 連合会（以下 「他制度」とい う。）へ脱退一 時金相当額、積 立金又は残余 財産の移換を 行う場合にお ける当該脱退 一時金相当額、 積立金又は残	(1) (略) (2) 他制度（確定給付企業年金及び存続厚生年金基金を除く。）への積立金又は残余財産の移換	(略) ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率として、 <u>確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成15年厚生労働省告示第99号）</u> に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、他制度へ移換するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。 (略) (主な確認事項) ① (略)	3-11 他の確定 給付企業年金、 存続厚生年金 基金、確定拠出 年金、中小企業 退職金共済又は 連合会（以下 「他制度」とい う。）へ脱退一 時金相当額、積 立金又は残余 財産の移換を 行う場合にお ける当該脱退 一時金相当額、 積立金又は残	(1) (略) (2) 他制度（確定給付企業年金及び存続厚生年金基金を除く。）への積立金又は残余財産の移換	(略) ・最低積立基準額の算定に用いる予定利率として、 <u>確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号に規定する予定利率（平成14年厚生労働省告示第59号）</u> に基づき0.5パーセント以内の率を加算して得た率を設定する場合は、他制度へ移換するときまでに、用いる予定利率を規約に定めること。 (略) (主な確認事項) ① (略)

余財産の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額、積立金、個人別管理資産、解約手当金相当額又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項 3-12 （略）	(3)～(7) （略）	②法第82条の5第1項の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第31条の4第1項の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。 ③ （略） （略） （略）	余財産の移換に関する事項及び他制度から脱退一時金相当額、積立金、個人別管理資産、解約手当金相当額又は年金給付等積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換を受ける場合における当該脱退一時金相当額等の移換に関する事項 3-12 （略）	(3)～(7) （略）	②法第82条の5第1項の規定による申出を行う事業主が、当該申出の契機となる合併等に伴い中小企業退職金共済法第31条の4第1項の規定による申出を行っていないことについて、独立行政法人勤労者退職金共済機構に確認すること。 ③ （略） （略） （略）
（別紙1の2）～（別紙2） （略） （別紙3）申請書類一覧			（別紙1の2）～（別紙2） （略） （別紙3）申請書類一覧		

(規約型企業年金)																	
様式番号	承認事項等 必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	特別算定方法の承認	特別算定方法の変更の承認	出特別算定方法の中止の届	規約の統合	規約の分割	実施事業所減少の特例	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承認		終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	存続厚生年金基金への権利義務の移転	
											移転	承認 (第21)					
A1	規約承認申請書	●															
A2	規約変更承認申請書		●														
A3	規約変更届出書			●													
A4	統合承認申請書						●										
A5	分割承認申請書							●									
A6	権利義務の移転承認の承認申請書										●	●					●
A7	終了承認申請書												●				
A8	財産目録及び貸借対照表の承認申請書													●			
A9	決算報告書の承認申請書														●		
A10	実施事業所の減少に関する承認申請書									●							
A11	特別算定承認申請書				●												
A12	特別算定方法変更承認申請書					●											
A13	特別算定方法中止届出書						●										
	規約 (案)	●						●	●								
	規約の一部を変更する規約 (案)		●	●													
	規約変更理由書		●	●													
	新旧対照条文		●	●													
	権利義務の限度を示した書類 (第2)										●	●					●
	労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書 (第3)	●	●	●				●	●	●	●	●	●				●
	労働組合の現況に関する事業主の証明書又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書 (第4)	●	●	●				●	●	●	●	●	●				●
	権利義務の移転又は承認に係る同意を得たことを証する書類 (第5)										●	○					●
	特別算定方法理由書				●												
	特別算定方法変更理由書				●												
	特別算定方法中止理由書						●										
	財政悪化リスク相当額の算定方法の概要				●	●											
	財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類				●	●											
	減少させる実施事業所の事業主の弁明書 (第6)									●							
	減少させる実施事業所の事業主の掛金納付状況 (第7)									●							
	終了理由書												●				
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○								●					
	給付減額理由書 (第8)		○					○	○								
	給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類 (第9)		○					○	○			○					
	給付の額の減額として取り扱わないことに係る労働組合の同意を得たことを証する書類 (第10)		○	○				○	○			○					
	給付の額の減額として取り扱わないことに係る同意を得る労働組合の現況に関する事業主の証明書 (第11)		○	○				○	○			○					
C3	掛金の計算の基礎を示した書類	●						●	●								
C4	財政再計算報告書 (第14)		○	○							○	○					○
	財政再計算を行わない理由を示した書類 (第15)		○	○							○	○					○
	直近の決算に関する報告書 (第11)		○	○													
	資産管理運用契約に関する書類 (第12)	●	○	○				●	●								
	労働協約等の存し (第13)	○	○	○				○	○								
	退職金規程、厚生年金基金規約、確定拠出年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類	○	○	○				○	○								
	確定拠出年金へ資産を移換する場合において必要な同意を得たことを証する書類 (第14)		○										○				
	中小企業退職金共済へ資産を移換する場合において合併等を実施したことを証する書類 (第15)		○										○				
C5	終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類												●				
	残余財産の処分方法 (第16)												●				
	財産目録													●			
	貸借対照表													●			
	決算報告書														●		
	その他の添付書類																
	労使合意に至るまでの労使協議の経緯 (第17)	●	○	○				●	●			○	●				
	厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類	●	○	○													
	承認前の制度の規約							●	●								
	変更前の特別算定方法の概要					●											

(注1)～(注8) (略)

(注9) 給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類とは、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意(規則第6条第1項第1号イ(規則第13条の規定により準用する場合を含む。以下②及び③において同じ。))、②加入者の3分の2以上の同意(加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)(規則第6条第1項第1号ロ)、③受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、受給権者等の3分の2以上の同意(同項第2号イ)をいう。

給付減額理由書には、規則第5条のいずれの号に基づき給付の額の減額をするかを明記すること。規則第5条第5号又は第6号の理由に基づき給付の額を減額する場合には、給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類は不要である。

給付の額の減額として取り扱わないことに係る労働組合の同意を得たことを証する書類とは、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額(基礎率のうち予定利率を零として算出した通常予測給付現価をいう。)が増加する給付設計の変更に際し、当該要件によって給付の額の減額として取り扱わないものとするについて、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得たことを証する書類をいう。

給付の額の減額として取り扱わないことに係る同意を得る労働組合の現況に関する事業主の証明書は、当該同意を得る場合に添付するものであって、規則の様式第1号中「厚生年金保険の被保険者」を「通常予測給付現価が減少する加入者」としたものによること。

(注10)～(注21) (略)

(別紙4)～(別紙7) (略)

様式A1～様式C2-ア (略)

様式C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類

(注1)～(注8) (略)

(注9) 給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類とは、①加入者の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意(規則第6条第1項第1号イ(規則第13条の規定により準用する場合を含む。以下②及び③において同じ。))、②加入者の3分の2以上の同意(加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、当該労働組合の同意をもって、これに代えることができる。)(規則第6条第1項第1号ロ)、③受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、受給権者等の3分の2以上の同意(同項第2号イ)をいう。

給付減額理由書には、規則第5条のいずれの号に基づき給付の額の減額をするかを明記すること。規則第5条第5号又は第6号の理由に基づき給付の額を減額する場合には、給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類は不要である。

(注10)～(注21) (略)

(別紙4)～(別紙7) (略)

様式A1～様式C2-ア (略)

様式C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類

1. ～ 6. (略)

7. 規約の変更に伴う給付の額の減額 (規約変更時のみ)

(削る)

- ☐ (1) 全部又は一部の加入者又は受給権者等について、通常予測給付現価が減少する。
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、通常予測給付現価が減少するすべての加入者について給付の名目額が増加することを確認した場合を除く。)
- ☐ (2) (1) 以外で、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、最低積立基準額が減少する。
(ただし、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、当該変更後少なくとも5年程度の間、当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けている場合を除く。)
- ☐ (3) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する。
- ☐ (4) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当しない。
- ☐ (5) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する。
- ☐ (6) (1) から(5) 以外で、加入者(受給権者を除く。)に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する。
- ☐ 上記のいずれにも該当しない。(給付の額の減額には該当しない。)

※ (6)に該当する場合は、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ることにより、当該変更を給付の額の減額として取り扱わないものとすることができる。

[備考]

(上記 (1) から(6)のいずれかに該当する場合はその内容を記載し、上記 (1) から(6)のいずれにも該当しない場合はその根拠を記載すること。)

様式C 2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. ～ 5. (略)

1. ～ 6. (略)

7. 規約の変更に伴う給付の額の減額 (規約変更時のみ)

☐ (1) 規約の変更に伴い、総通常予測給付現価が減少する。

☐ (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が規約の変更に伴い減少する。

☐ (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。

☐ (4) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する。

☐ (5) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当しない。

☐ (6) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更又はリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第5号又は第6号に該当する。

(新設)

☐ 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

(新設)

[備考]

(給付の額の減額となる場合はその内容を記載し、減額とならない場合はその根拠を記載すること。)

様式C 2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類 (簡易な基準に基づく確定給付企業年金)

1. ～ 5. (略)

6. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ）

（削る）

- ☐ (1) 全部又は一部の加入者又は受給権者等について、通常予測給付現価が減少する。
（ただし、加入者（受給権者を除く。）に係る変更であって、通常予測給付現価が減少するすべての加入者について給付の名目額が増加することを確認した場合を除く。）
- ☐ (2) (1) 以外で、全部又は一部の加入者又は受給権者等について、最低積立基準額が減少する。
（ただし、加入者（受給権者を除く。）に係る変更であって、当該変更後少なくとも5年程度の間、当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けている場合を除く。）
- ☐ (3) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企业年金からリスク分担型企业年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当しない。
- ☐ (4) (1) 及び(2) 以外で、リスク分担型企业年金からリスク分担型企业年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当する。
- ☐ (5) (1) から(4) 以外で、加入者（受給権者を除く。）に係る変更であって、全部又は一部の加入者について通常予測給付現価が減少するものの、当該者に係る給付の名目額が増加する。
- ☐ 上記のいずれにも該当しない。（給付の額の減額には該当しない。）

※ (5)に該当する場合は、通常予測給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ることにより、当該変更を給付の額の減額として取り扱わないものとすることができる。

【備考】

（上記 (1) から(5)のいずれかに該当する場合はその内容を記載し、上記 (1) から(5)のいずれにも該当しない場合はその根拠を記載すること。）

様式C 2 -エ～F 3 （略）

6. 規約の変更に伴う給付の額の増額又は減額（規約変更時のみ）

☐ (1) 規約の変更に伴い、総通常予測給付現価が減少する。

☐ (2) (1) 以外で、一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が規約の変更に伴い減少する。

☐ (3) (1) 及び(2) 以外で、各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する。

☐ (4) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企业年金からリスク分担型企业年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当しない。

☐ (5) (1) から(3) 以外で、リスク分担型企业年金からリスク分担型企业年金でない確定給付企業年金への変更であって、規則第5条第6号に該当する。

（新設）

☐ 上記のいずれにも該当しないため、給付の額の減額には該当しない。

（新設）

【備考】

（給付の額の減額となる場合はその内容を記載し、減額とならない場合はその根拠を記載すること。）

様式C 2 -エ～F 3 （略）